

道本部労災職業病部会第18回総会

コロナ禍のもと 創意・工夫してとりくもう

道本部労災職業病部会は8月18日に第18回総会を開催しました。「新型コロナウイルス感染防止」のため、委任状による参加も認める措置をとり、総会には部会役員と代議員（委任状ふくむ）など9支部32人が参加（出席は12人）しました。総会では、振動障害・じん肺の予防、新規認定、振動障害の「適正給付管理」、じん肺遺族補償「不支給問題」、社会復帰、じん肺根絶など1年間のとりくみの到達点を明らかにするとともに、「年間200件の新規認定」「100人の要療養の組合員の拡大」をはじめとする方針を決定しました。コロナ禍のもとで会議や「健康相談会」の開催など困難が生じていますが、総会では、「労災職業病根絶」の旗を掲げて、創意・工夫しながら被災者救済のとりくみに全力をあげよう確認しました。

なお、昨年7月から今年6月までの新規認定は176件で、新たに要療養となった組合員は80人いましたが死亡・脱退者が81人で差し引き1名の減となりました。

新年度の4役は、深浦部会長（函館）、中井副部会長（足寄）、前田副部会長（札幌労災）、小玉副部会長（釧路）、石井事務局長（後志労災）、福井事務局次長（十勝建設）でいずれも再任されました。

北海道建設アスベスト第2陣訴訟が結審・12月10日に判決 最高裁で10月22日に神奈川第1陣の口頭弁論

8月19日に「北海道建設アスベスト第2陣訴訟」が結審しました。法廷では、2月19日に亡くなった第2陣原告団長の松岡義勝さんの妻・睦美さんが、義勝さんの闘病生活を述べるとともに、亡くなる直前には「アスベストの野郎!」「チクショウ!なんでこんななんだ」と悔し涙をこぼしていたことを紹介しました。そして、「アスベストに侵された人は二度と元気な体に戻すことはできません。発症におびえながら、発症後は非常な苦しみの中での生活を強いられます。被災者の苦しみを十分にご理解いただき、被災者の救済につながる適正な判決を」と訴えました。このあと生前に撮影された松岡さんのビデオが法廷で再生され、原告代理人の長野純一弁護士が国と企業の責任を認めてアスベスト被害の早期・全面救済に資する判決を求めました。

判決は12月10日とされましたが、最高裁が首都圏建設アスベスト訴訟（神奈川第1陣）の口頭弁論を10月22日に開くことになり、年内にも判決が出される可能性があることから、その内容によっては期日が延期されるかもしれません。最高裁では、国の責任の始期や賠償責任を負う企業の範囲などについての判断が示されることとなります。

北の鉄道存続・すべての争議解決求め「1の日」行動

8月11日、7月から再開された「1の日」行動が札幌駅南口でおこなわれました。北の鉄道存続を求める宣伝・署名行動に続いて、すべての争議解決をめざす「1の日」行動では、福祉保育労から明啓院分会と新たにパワハラとのたたかいに立ち上がった別海の介護施設・清翠園分会のたたかいの報告、医労連から恵和会・北の台クリニックのたたかいと杉本綾さんの民事裁判について訴えがおこなわれました。